

モハメッド五世大学法律・経済・社会科学部

Faculté des Science Juridiques, Economiques et Sociales

I

モロッコ王宮の裏側にあたる、このラバト郊外は静かなフランス風の住宅が続いて美しい町並を見せている。その一角に、ユーカリの木立があって、その中にこれから紹介するラバト大学法学部がある。もっともその名前を通称で、正式にはモハメッド五世大学法律・経済・社会科学部という、大変いかめしくも長い名前なので、学生も市民も法学部と言っている。この大学はまだ歴史が新しく、独立翌年の1957年に、かつてのボルドー大学ラバト分校などを母胎として、ラバト大学という名前で発足した。その後モロッコ独立の父としたわれる故モハメッド五世の名をとったもので、法学部、文学部、理学部、医学部、その他の付属研究所を含むモロッコ王国唯一の総合大学を誇っている。その他に大学と言えば9世紀に創設されて以来の古い伝統のあるカロイン大学があるが、これは主として回教法、回教文学の研究をしている。ここでは、この通称法学部の紹介をするわけだが、特別のプロジェクトのある研究所と異なり、また歴史も浅い大学ゆえ、発展しつつある国の教育機関としての大学という面を主として紹介してみたい。

モロッコ人学生たちのかれら自身のいう言葉によるとこの大学は文盲国の文明大学ということなのだそうで、いくぶんの自嘲もまじった感じもするが、以下の事実を知ればその言葉の意味も知れるし、新興国の大学のあり方を知るにも便利であろう。

義務教育制度が敷かれてから4年たつが、現在就学期児童(7~14歳)200万(全人口の6分の1)のうち、約半数がその恩恵に浴しているにすぎない。もちろんそれは建物や教員の不足によるものである。しかもその半数なるものの実態は、都市の67%、農村の24%、男子の49%、女子の21%というように、地域・性別の差が大きく、中等教育にいたっては15万(うちフランス人2万)とその年代の約10分の1であり、さらに高等教育は1万(うちモハメッド大学5000名)とピラミッドの頂点になる。15歳以上の文盲率男子80.8%、女子92.9%、全人口1200万から数えて、識字者はきわめて少ない。このため人的

資源開発という意味からも教育の重要性は強調され、全国家予算の約20%(約300億円)が文教政策に注ぎ込まれている。だが義務教育の普及度の低さ、教員の不足等解決をせまられる問題はまだまだ多い。とりわけ言葉の問題が目下の中心であろう。長いフランスの支配は同時にフランス語支配でもあり、そのためアラブ語は読めずにフランス語を読むという傾向もある。また一方古い寺子屋式からカロイン大学に至るアラブ語教育もあってフランス語を知らぬエリートも多い。しかし現在フランス語教育を受けてきたものの数とかれらの占める社会的地位はアラブ語教育を受けたものをはるかに凌駕している。そのためもあってか、多くの新興国がそうであるように、ここにも言語ナショナリズムの動きがみられ、法廷におけるフランス語に代わるアラブ語の使用、民法典のアラブ語化、初等教育におけるアラブ語レッスンの義務化による *bilinguism* の採用などの一連の処置は、この動きを物語っているといえよう。

このようにしだいにアラブ語化しようとは試みているのだが、近代的な、リベラルな教育を受けたモハメッド大学出身者の就職率の良さに対して、伝統的なアラブ語の教育を受けたカロイン大学生の就職の悪さ、そのための学生のストライキなどは、言葉の問題というより、その背後の文化のもつ現代への適合性、必要性を意味しているように思われる。またフランス語のもつ国際性(特に方言の多い北アフリカ諸国の共通語として)、近代科学の受容のしやすさ等多くの長所は、アラブ語化の動きの高まる反面逆に強調されてもいる。今後のアラブ語化の動きは教育における *bilinguism* などにより、現代と過去のアンバランスな共存をバランス化させることに向かうように思われる。

II

前置きが長くなったが、問題を大学に移すと、そこにも以上の問題が、いろいろの形で反映されてきているのはいなめない。予算の不足、モロッコ人教授の少ないこと、言葉の問題、各分野の人材をいかに効果的に育成す

るかなどがその例であろう。

これから紹介する法学・経済・社会学部（以下法学部と略称するが、実際には、法学・経済・政治学科よりなっている）はつぎのような特色ある制度をとっている。

(1) 人材開発の目的のため3年の licence（日本の大学学部相当）のほかに、同時に2年の capacité を置き、現職の公務員等の再教育を行なっている。

(2) 大学の教育の地域的不均衡をさけ、教育の機会均等のために、法学部の地域的分散を行なっている（他の学部にはない）。

(3) フランス語とアラブ語の両セッションを併置して言葉の問題を解決するため *bilinguism* を採っている。

第1の licence と capacité は、前者がバカロレア取得者を対象とし、後者は現在官庁などに働いている公務員の再教育で、前者には、法律学科、経済学科、政治学科があり、後者は主に法律を中心としたコースのみである。これらとともに、フランス語科とアラブ語科に分かれている。現在の学生数は licence が1190名、capacité は1072名である。試験は筆記と口述の二つがあり、それを通るのはなかなかむずかしい。たとえば、capacité の場合実際に卒業するのは5分の1に満たない。他方 licence においても、例としてあげると1年の経済学科在学学生173名のうち本年1学期の試験を通ったものはわずか27名である。学力が劣るというよりは試験がむずかしすぎるとの学生の話である。

この二つの制度の併置により、モロッコが技術者と並んでもっとも必要としている、行政官、法律家の増加をはかっているのだが、それでも以上のような成績のため思うように増加できないのが悩みの種で、モロッコ人がすべての分野にわたって今なお多いフランス人行政官にとって代わるには、かなりの時日を要するようである。

第2の法学部の地方分散は、王制に反対する進歩的学生の分散という政治的意味のためというよりは、先に述べたような理由と考えられる。licence, capacité とモラバト(本部)、カサブランカ、フェズに分校があり、capacité だけはさらにマラケッシュに分校がある。これらの都市は首都ラバト(人口23万)、経済都市カサブランカ(98万)、西部のかつて主都フェズ(22万)、南部のアトラス山脈近くのマラケッシュ(25万)とそれぞれモロッコ各地方を代表する都市であり、地域的にも均衡を保っている。学生は capacité と licence を合わせて、ラバト962(アラブ語セッション529)、カサブランカ704(同346)、フェズ486(同301)、マラケッシュは capacité のみで110

となっており、カサブランカ、フェズにはアラブ語セッションの capacité の学生が多い。各地方とも教授内容、修学年数は同じで教授のかけもちである。この処置によって、ラバトに出てくる経済能力のない各地方の学生はその近くの大学で授業を受ける機会があり、特に capacité の学生には再教育を受ける絶好の制度と言われている。事実、毎年 capacité を受ける学生は増加している。

第3のアラブ語セッションとフランス語セッションの併置は、主としてフランス語で大学教育を受けることのできない学生のために、特にアラブ語セッションを設けたと言われる。しかし、そのセッションの中にもかなりフランス語教育を受けたものがおり、あながち言葉だけの問題ではないようである。アラブ語化の動きのある折から、そのような動きに敏感な学生が多いとも言える。アラブ語化の問題については、1970年にはアラブ語一本やりになるだろうという話もあるが、その事実とはともかく、法廷でアラブ語が使用されるとなると、この両セッションの学生の比重がアラブ語に傾くことは必然である。現在、フランス語セッションの学生は licence, capacité 合計して976(licence は578)、アラブ語は1286(licence 612)というように、すでにその傾向がうかがえる。とりわけ licence のアラブ語セッションは第3学年71名、第2学年110名、第1学年431名と、途中で落伍するものも多いが、フランス語セッションより以上に学生数が急速に増加している。フランス語セッションでは第3学年(licenceのみ)102名、第2学年131名、第1学年390名である。特にフランス語セッションにフランス人やイスラエル人が多いのを考えると、その傾向がますます明瞭であり、特にモロッコ人で法律学を学ぶものは、アラブ語に集中してきている。それはいきおい、lycée におけるフランス語偏重の傾向に対して反省を提起している。なぜならアラブ語セッションにはいつでも十分にアラブ語を理解できない学生がかなり多いからである。

アラブ語セッションやフランス語セッションと学科の関係は、前者には法律・政治学科があり、後者にはそのほかに経済学科がある。これは licence のみで、capacité は先に述べたように、法律を中心としたコースのみである。

各学科の比重は、licence のフランス語関係では経済学科254、政治学科241、法律学科83、アラブ語関係は法律学科412、政治学科200となっている。フランス語には3分の1程度のヨーロッパ人と他にかなりのイスラエル人(モロッコ国籍をもつ)がおり、アラブ語セッション

研究機関紹介

にはアラブ語圏の留学生が若干いる。

女子学生はきわめて少なく全体の5%、それもほとんどフランス人かイスラエル人である。

つぎに教授内容は、両語学とも教授はちがいがまったく同一の課目である。参考までに両法律学科の教授内容を例記する。

第1学年

Théorie générale du droit musulman
Sources du droit musulman
Droit civil (statut personnel)
Introduction à l'étude du droit
Economie politique
Droit constitutionnel et institutions politiques
Institutions internationales
Droit pénal général

第2学年

Théorie générale du droit musulman
Sources du droit musulman
Droit des contrats
Droit civil (obligations)
Economie politique
Droit administratif (フランスおよびモロッコ法)
Droit social (モロッコ法)
Droit pénal special (モロッコ法)

第3学年

Droit musulman (succession et biens)
Droit civil (droit foncier)
Droit commercial (モロッコ)
Procédure civile (モロッコ)
Droit international privée (モロッコ)
Finances publiques (一般およびモロッコ)
Libertés publiques (モロッコ)
Procédure pénale (モロッコ)

これらの課程を終わると、その上に教授になるためのDoctratの課程がもうけられている。3年のlicenceのうち、同じく3年のAssistant du faculté, Diplome de l'étude supérieur, Maître de conférence, Thèse, Doctor en droit, Professeur de l'enseignement supérieurのプロセスをふむ。独立後この過程を経て法学博士をとったものは5名にすぎない。

つぎにその教授の国籍を見てみよう。全学科合わせてフランス語セクションの教授は、フランス人8名、モロッコ人1名、助教授はモロッコ人2名、フランス人1名、ベルギー人1名、助手(講師)はフランス人8名、モロッコ人5名、アルジェリア人1名の割合で、モロッコ人はきわめて少ない。他方アラブ語においても教授は、モロッコ人7名、レバノン人3名、イラク人3名、スベ

イ人2名、エジプト人1名となり、半数以上が非モロッコ人である。学生が希望するように、すべてがモロッコ人の教授によって講義の聞けるのは、まだまだ先のこのように思える。

学生の傾向はその90%は王制反対(王個人への反対は少ない)であると言われる。法学部の学生の多くは卒業後行政官、法律家となり、技術系の初任給300ドルには及ばないが、200ドル程度の月給とりとなる。またかなりのモロッコ人学生が卒業後フランスに留学する傾向は昔と変わらない。

学部の予算に関しては、人件費、講座費を別として、560万円、うち図書費はその4分の1である。したがって財政的なゆとりもなく、活発な研究活動もできない現状である。講座費も1年間の教授全員で980万円、1人40万円相当である。今後の大学の発展プランとして、各学科の独立が考えられているが、まず学部予算の増額がもっとも重要なことと叫ばれている。

III

研究機関としての役割は、蔵書3万冊の図書館を有し、モロッコにおける社会科学の中心をなしていることである。研究所とちがってモロッコ研究の特別のプロジェクトをもっていないし、また日の浅いためにそれほどの研究業績をあげているわけでもない。図書館も学生のための一般的な本が多く、モロッコ研究のための資料はあまり整っていない。加えてビブリオグラファーの不足のため蔵書目録は出ていない。アラブ語、フランス語セクション両方とも機関雑誌を発行していないが、大学の教授および外部の研究者の研究発表としてすでに20数冊の本が出ている。

以下研究叢書名を例記する。ほとんどがフランス人のものであり、また大学以外の研究者によるものも多いが、題名を通してその研究傾向を知ることができよう。

A. Collection de la faculté des sciences juridiques économiques et sociales.

1. Sabine Filizzola, *L'organisation de l'état civil au Maroc*, 1958, 233p.

モロッコ人およびモロッコ国内のフランス人、イスラエル人、外国人の出生、結婚、死亡の戸籍上の諸問題に関する研究。

2. Abraham Zagouri, *Le divorce d'après la loi talmudique chez les marocains de confession Israélite et les réformes actuelles en la matière*, 1958, 137p.

モロッコ国内に約10万のイスラエル人がいる。その身分に関しては回教法でなく、独自のユダヤ律法を適用していた。そのユダヤ律法の法源としてのLa Bible, La Michna, Le Talmudのうち、Le Talmudを中心としての離婚法の研究である。

3. Abraham Zagouri, *Le régime successoral des Israélites marocains et les réformes actuelles en la matière*, 1959, 138p.

家長制度下の時代よりのイスラエル人の相続制度についての歴史的な研究。

4. *Session d'études administratives, diplomatiques et économiques par André Philip, André Adam etc.*, 1959, 190p.

モロッコの対外貿易, 農業問題, 行政問題についての研究論文集。

5. Jacques Caillé, *Les accords internationaux du Sultan Sidi Mohammed Ben Abdallah (1757~1790)*, 1960, 280p.

18世紀のモロッコのスルタンとヨーロッパ諸国, 特にフランスとの通商協定に関する研究。特にモロッコにあったヨーロッパ諸国の大使, 領事の権限, 領事制度に関する研究。

6. Abraham Zagouri, *Du mariage en droit hébraïque*, 1960, 121p.

ユダヤ婚姻の形態, 婦女の権限, 婚姻にまつわる義務とそれらの法的問題に関する研究。

7. Jacques Latscha, *Les conflits de lois en matière de sociétés commerciales au Maroc*, 1960, 236p.

モロッコの国際私法の基本的性格および特に商事関係に関する法令の問題点の研究。

8. Albert Guillaume, *La propriété collective au Maroc*, 1960, 177p.

モロッコの土地所有形態の一つである共同(部族の)土地所有に関する研究。

9. Michel Beand, *Le commerce extérieur du Maroc*, 1960, 127p.

現在のモロッコの経済状態, 特に農業, 工業, 手工業の現状と, 近代的・伝統的セクターのもつ輸出上の問題をのべ, 対外貿易政策について論じたもの。

10. Pierre Guiho, *La nationalité marocaine*, 1961, 160p.

血統主義を原則とし, 例外的に生地主義をとるモロッコの国籍上の諸問題についての研究。

11. Rémy Lahage, *Les entreprises publiques au Maroc*, 1961, 340p.

燐鉱石公社はじめ20いくつかのモロッコの公共事業についての研究。

- B. Collection du centre d'étude du développement économique et social.

1. Daniel Hauet, *La formation professionnelle par ses propres moyens dans les pays en voie de développement*, 1961, 167p.

人材開発についての, 工業国および新興国における分析, および人材開発の原則と方法, 特にモロッコにおける人材開発に関する計画の批判。

2. Pierre Charlès, *La promotion des travailleurs nationaux à l'intérieur des entreprises industrielles des pays en voie de développement*, 1961, 75p.

モロッコにおける人材開発特に工業部面における労働者のモロッコ人化についての研究。

3. Marcel Taieb, *L'industrie de la chaussure au Maroc*, 1961, 62p.

モロッコの皮革工業特に靴についてその生産, 労働力, 市場の研究。

4. Mohammed Fadli, *L'opération-labour*, 1961, 79p.

モロッコ農村における耕作運動についての研究。

5. Jean Agnel, *La methode des unites-exercices*, 1962, 114p.

人材開発について特にその集団訓練の研究。

6. Michel Villeneuve, *Les obstacles à la mecanisation agricole rationnelle dans les pays en voie de développement*, 1963, 84p.

農業の機械化に関して, ソヴェトおよびアメリカの方法を論じ, またそのモロッコへの適用の妥当性さらに農業の機械化について研究。

- C. Manuels de droit et d'économie du Maroc.

1. André Colomer, *Droit musulman—Tome premier Les personnes—La famille*, 1963, 214p.

モロッコにおける回教法, 特にその身分法の法源, 身分上の問題(無能力者, 未成年者, 禁治産者, 失踪)および家族法の問題として婚姻, 嫡出子関係, 扶養義務についての概説。大学のテキストである。

2. Paul Decroux, *Droit privé*.

Tome premier—Sources du droit, 1963, 93p. モロッコ私法の法源としての国際条約および国内諸法規の研究。

Tome deuxième—Droit international privé, 1963, 440p. モロッコ国際私法のテキスト・ブック。

(海外派遣員 安藤勝美)

— 在ラバト —